

## 在沖米海兵隊員によるタクシー強盗致傷事件に 関する意見書

去る1月7日未明、沖縄市の住宅街で発生した米軍普天間基地所属の海兵隊員2人によるタクシー強盗致傷事件は、一步間違えば生命の危機にかかわる重大な事件であり、地域住民はもとより沖縄県民に与えた恐怖と不安は計り知れないものがある。

本市議会においても、米兵による事件、事故等が起こるたびに、再発防止、綱紀粛正、隊員教育の徹底を申し入れてきたが、過去の事件を踏まえた教訓が全く生かされてなく、沖縄県民は怒り心頭に発している。

このように頻発する米軍人・軍属に起因する事件、事故等の発生は、広大な米軍基地普天間飛行場を抱える本市においては、日々大きな不安と脅威を感じながらの生活を強いられており、今回の凶悪事件は断じて許せるものではない。

さらに、現在、日米両政府が進めている米軍再編協議の最中に起こした事件であり、基地問題の進展を願う沖縄県民の米軍に対する不信感を募らせる行為である。

よって、本市議会は、市・県民の生命、財産と人権を守る立場から、今回の事件に対し、激しい怒りを込めて抗議するとともに、被害者への完全補償はもとより米軍人・軍属の綱紀粛正及び隊員教育の徹底を図ることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年1月21日

沖縄県宜野湾市議会

あて先：内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、  
外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長